

## 第2回定例会会議録

令和5年 6月12日（月）

開 議 午前10時00分

○議長（五味高明君） おはようございます。これより本会議を再開します。

ただいまの出席議員は14名、全員の出席であります。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

初めに、内堀企画財政課長から議案書の修正の発言を求められておりますので、発言を許可します。内堀企画財政課長。

○企画財政課長（内堀岳夫君） それでは、会議資料1-1-2、新しい資料になります。訂正、報告第5号 繰越明許費繰越計算書をお開きください。

こちらは議会開会日に報告いたしました内容の一部に誤りがありましたので、次のとおり訂正いたします。

訂正箇所は、下の表の公共下水道事業特別会計になります。こちらの表中、中段の公共下水道建設事業経費について、一番右の列になります左の財源内訳、こちらの中の未収入特定財源の国県支出金とその他の、こちらの金額を誤って記載していました。正しくは、国県支出金が2,890万円、その他が4,110万円となります。これによりまして、合計額についても、国県支出金は2,890万円、その他が6,120万円となります。お詫びして訂正いたします。大変申し訳ありませんでした。

―――日程第1 議案第55号 令和5年度御代田町一般会計補正予算案（第2号）

について―――

―――日程第2 議案第56号 令和5年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計

補正予算案（第1号）について―――

○議長（五味高明君） これより6月2日の本会議において、各常任委員会に付託となり審議審査願いました議案について、日程に従い各常任委員長から報告願います。

初めに、総務福祉文教常任委員会に付託した日程第1 議案第55号 令和5年度御代田町一般会計補正予算案（第2号）について及び日程第2 議案第56号

令和5年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算案（第1号）についてを一括議題としたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、議題とします。

本案について、総務福祉文教常任委員長の審査報告を求めます。

池田るみ総務福祉文教常任委員長。

（総務福祉文教常任委員長 池田るみ君 登壇）

○総務福祉文教常任委員長（池田るみ君） 3ページをお開きください。

令和5年6月12日

御代田町議会議長 五味高明様

総務福祉文教常任委員長 池田るみ

委員会審査報告書

議案第55号 令和5年度御代田町一般会計補正予算案（第2号）について

（総務福祉文教常任委員会付託分）

議案第56号 令和5年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算案（第1号）について

本委員会は、上記議案について審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定しましたから、会議規則第77条の規定により報告いたします。

○議長（五味高明君） 以上で、総務福祉文教常任委員長からの報告を終わります。

ただいま、総務福祉文教常任委員長から報告がありましたが、議案第55号については、町民建設経済常任委員会にも付託してありますので、町民建設経済常任委員会の中で報告事項がありましたら、委員長から報告願います。

○町民建設経済常任委員長（内堀喜代志君） なし。

○議長（五味高明君） 報告ないものと認めます。

以上で、総務福祉文教常任委員長からの報告を終わります。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑のある方は、挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

お諮りします。

議案第55号及び第56号については、討論を省略し、直ちに一括して採決したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、討論を省略し、一括して採決します。

委員長報告は、原案可決であります。

委員長報告のとおり、決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手多数であります。

よって、議案第55号 令和5年度御代田町一般会計補正予算案(第2号)について、議案第56号 令和5年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算案(第1号)については、委員長報告のとおり決しました。

―――日程第3 議案第53号 御代田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について―――

―――日程第4 議案第54号 御代田町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例案について―――

―――日程第5 議案第57号 令和5年度御代田町公共下水道事業特別会計補正予算案(第1号)について―――

―――日程第6 議案第58号 令和5年度御代田小沼水道事業会計補正予算案(第1号)について―――

○議長(五味高明君) 続いて、町民建設経済常任委員会に付託した日程第3 議案第53号 御代田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案についてから、日程第6 議案第58号 令和5年度御代田小沼水道事業会計補正予算案(第1号)についてまでを一括議題としたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、一括議題とします。

本案について、町民建設経済常任委員長の審査報告を求めます。

内堀喜代志町民建設経済常任委員長。

(町民建設経済常任委員長 内堀喜代志君 登壇)

○町民建設経済常任委員長(内堀喜代志君) 4ページをお開きください。

令和5年6月12日

御代田町議会議長 五味高明様

町民建設経済常任委員長 内堀喜代志

委員会審査報告書

議案第53号 御代田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について

議案第54号 御代田町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例案について

議案第57号 令和5年度御代田町公共下水道事業特別会計補正予算案(第1号)について

議案第58号 令和5年度御代田小沼水道事業会計補正予算案(第1号)について

本委員会は、上記議案について審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定しましたから、会議規則第77条の規定により報告します。

○議長(五味高明君) 以上で、町民建設経済常任委員長からの報告を終わります。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑のある方は、挙手願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

お諮りします。

議案第53号から議案第58号については、討論を省略し、直ちに一括して採決したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、討論を省略し、一括して採決します。

委員長報告は、原案可決であります。

委員長報告のとおり、決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手多数であります。

よって、議案第53号 御代田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について、議案第54号 御代田町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例案について、議案第57号 令和5年度御代田町公共下水道事業特別会計補正予算案(第1号)について、議案第58号 令和5年度御代田小沼水道事業会計補正予算案(第1号)については、委員長報告のとおり決しました。

―――日程第7 陳情第8号 「さらなる少人数学級推進と教育予算の増額」・

「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める陳情―――

―――日程第8 陳情第9号 「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと」を長野県知事に求める陳情―――

○議長(五味高明君) 日程第7 陳情第8号 「さらなる少人数学級推進と教育予算の増額」・「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める陳情、日程第8 陳情第9号 「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと」を長野県知事に求める陳情について、総務福祉文教常任委員長の報告を求めます。

池田るみ総務福祉文教常任委員長。

(総務福祉文教常任委員長 池田るみ君 登壇)

○総務福祉文教常任委員長(池田るみ君)

陳情審査報告書

1. 審査の結果

(1) 採択とすべきもの

1. 件名 陳情第8号 「さらなる少人数学級推進と教育予算の増額」・「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める陳情

(6月2日の議会において付託)

2. 件名 陳情第9号 「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと」を長野県知事に求める陳情

(6月2日の議会において付託)

本委員会においては、上記のとおり処理することを適当と認める旨決したので、以上報告します。

令和5年6月12日

御代田町議会議長 五味高明様

総務福祉文教常任委員長 池田るみ

○議長(五味高明君) 陳情第8号を議題とします。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑のある方は、挙手願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

お諮りします。

陳情第8号は、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、討論を省略し、採決します。

委員長報告は、採択であります。

委員長報告のとおり、決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手多数であります。

よって、陳情第8号 「さらなる少人数学級推進と教育予算の増額」・「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める陳情については、委員長報告のとおり決しました。

続いて、陳情第9号を議題とします。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑のある方は、挙手願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

お諮りします。

陳情第9号は、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、討論を省略し、採決します。

委員長報告は、採択であります。

委員長報告のとおり、決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手多数であります。

よって、陳情第9号「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと」を長野県知事に求める陳情については、委員長報告のとおり決しました。

―――日程第9 議案第59号 令和4年度 繰越明許 国庫補助 社会資本整備総合  
交付金事業ストックマネジメント計画に基づく処理場機械設備工事請負契約  
について―――

○議長(五味高明君) 日程第9 議案第59号 令和4年度 繰越明許 国庫補助 社会資本整備総合交付金事業ストックマネジメント計画に基づく処理場機械設備工事請負契約についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

内堀企画財政課長。

(企画財政課長 内堀岳夫君 登壇)

○企画財政課長(内堀岳夫君) 議案書6ページをお願いいたします。

議案第59号 令和4年度 繰越明許 国庫補助 社会資本整備総合交付金事業ストックマネジメント計画に基づく処理場機械設備工事請負契約について。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、指名競争入札に付した令和4年度 繰越明許 国庫補助 社会資本整備総

合交付金事業ストックマネジメント計画に基づく処理場機械設備工事請負契約について、下記により請負契約を締結するため地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものです。

記としまして

1. 契約の目的 令和4年度 繰越明許 国庫補助 社会資本整備総合交付金事業ストックマネジメント計画に基づく処理場機械設備工事請負契約
2. 契約の方法 指名競争入札による方法
3. 契約の金額 5,280万円
4. 契約の相手方 東京都千代田区鍛冶町一丁目8番5号

株式会社柿本商会東京支店

支店長 柿本淳成

令和5年6月12日 提出

御代田町長 小園拓志

次の7ページにつきまして、こちらが仮契約書になります。本契約につきまして、6月1日に合計10社による指名競争入札を執行し、その結果、東京都千代田区の株式会社柿本商会東京支店と6月6日付で仮契約を締結しています。

工期については、議会議決日の翌日から令和6年3月25日までです。

落札予定額に対する落札率は98.91%となっております。

説明は以上です。ご審議をお願いいたします。

○議長（五味高明君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑を行います。

質疑のある方は、挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

お諮りします。

本案は討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、議案第59号を採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手多数であります。

よって、議案第59号 令和4年度 繰越明許 国庫補助 社会資本整備総合交付金事業ストックマネジメント計画に基づく処理場機械設備工事請負契約については、原案のとおり決しました。

―――日程第10 議案第60号 令和4年度 繰越明許 国庫補助 社会資本整備総合交付金事業ストックマネジメント計画に基づく処理場電気設備工事請負契約について―――

○議長(五味高明君) 日程第10 議案第60号 令和4年度 繰越明許 国庫補助 社会資本整備総合交付金事業ストックマネジメント計画に基づく処理場電気設備工事請負契約についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

内堀企画財政課長。

(企画財政課長 内堀岳夫君 登壇)

○企画財政課長(内堀岳夫君) 議案書9ページ、お願いいたします。

議案第60号 令和4年度 繰越明許 国庫補助 社会資本整備総合交付金事業ストックマネジメント計画に基づく処理場電気設備工事請負契約について。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、指名競争入札に付した令和4年度 繰越明許 国庫補助 社会資本整備総合交付金事業ストックマネジメント計画に基づく処理場電気設備工事請負契約について、下記により請負契約を締結するため地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものです。

記としまして

1. 契約の目的 令和4年度 繰越明許 国庫補助 社会資本整備総合交付金事業ストックマネジメント計画に基づく処理場電気設備工事請負契約
2. 契約の方法 指名競争入札による方法

3. 契約の金額 6,270万円

4. 契約の相手方 東京都新宿区西新宿二丁目7番1号 小田急第一生命ビル

シンフォニアエンジニアリング株式会社東京本社

東京本社長 安井輝美

令和5年6月12日 提出

御代田町長 小園拓志

10ページにつきましては、仮契約書になっております。本契約につきましては、5月18日に合計5社による指名競争入札を執行し、その結果、東京都新宿区のシンフォニアエンジニアリング株式会社東京本社と5月23日付で仮契約を締結しています。

工期については、議会議決日の翌日から令和6年3月25日までです。

落札予定額に対する落札率は99.06%となっております。

説明は以上です。ご審議をお願いいたします。

○議長（五味高明君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑を行います。

質疑のある方は、挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

お諮りします。

本案は討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、議案第60号を採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手多数であります。

よって、議案第60号 令和4年度 繰越明許 国庫補助 社会資本整備総合交付金事業ストックマネジメント計画に基づく処理場電気設備工事請負契約については、原案のとおり決しました。

―――日程第11 発議第2号 御代田町副町長の定数を定める条例の一部を

改正する条例案について―――

○議長（五味高明君） 日程第11 発議第2号 御代田町副町長の定数を定める条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

発議案は、お手元に配付したとおりでございます。

発議案について、趣旨説明を求めます。

山本今朝和議員。

（1番 山本今朝和君 登壇）

○1番（山本今朝和君） 議席番号1番、山本今朝和です。

発議第2号 御代田町副町長の定数を定める条例の一部を改正する条例案について、趣旨説明をいたします。

提出の理由ですが、現状は、御代田町の副町長は1人体制となっています。したがって、2人を1人に改め、現状に合わせるというものです。

御代田町の副町長が1人体制になり2か月が過ぎましたが、町政運営に変化は感じません。1人体制になり指揮命令系統が簡潔になったことでスムーズな行政運営につながっているとの声も聴きます。また、歴代町長は、1人体制で町政運営をしており、現状を鑑みても1人体制のままでよいと考えます。今のままでは条例と現状とに乖離が生じておりますので、一致させるべきと考えます。

以上のことから、副町長の定数を現状と合わせた1人とするよう本議案を提出いたします。議員各位の良識ある判断をお願いいたします。

以上です。

○議長（五味高明君） 以上で、趣旨説明を終わります。

これより、議案に対する質疑を行います。

質疑のある方は、挙手願います。

森泉謙夫議員。

暫時休憩します。

（午前10時26分）

（休 憩）

（午前10時27分）

○議長（五味高明君） 再開します。

森泉謙夫議員。

○4番（森泉謙夫君） 議席番号4番の森泉謙夫です。

本条例案が提出に至った経緯をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（五味高明君） 山本今朝和議員。

○1番（山本今朝和君） 前回、2人制にしたとき、私はまだ議員になっていませんでした。そのために、この内容はどういう内容で1人が2人になったのかという詳しい内容は分かっていません。ただ、そのときに一町民として一番感じたことは、今なぜ御代田町に副町長が2人要るのか、これを非常に疑問に思って町のいろんな方に話を伺いました。その中で2人は要らないだろうという話を多く聞きました。それで臨時議会の中で2人の提案があったときにも反対したのは、こういった理由が根底にあるからです。今でもそれはそう思っておりますので、今現在1人でいいのではないかというのが私の思いであります。ましてや今現在、現実と条例がずれておりますので、これは合わせなきゃいけない。これ、町民誰が見ても2人が1人、1人が2人というのは数字で表れているわけですから、絶対的に分かることだというふうに思います。町民自体も何でそのまま放置しておくのか不思議に思っているということだと思いますので、ぜひここで条例と現状をあわせて1人にするというふうに直したほうがいいというふうに私は思います。

以上です。

○議長（五味高明君） ほかに。

森泉謙夫議員。

○4番（森泉謙夫君） 昨年3月に副町長定数が1人から2人になってからこれまでの職員側の不具合について、提出者に検証結果の説明を求めます。

○議長（五味高明君） 山本今朝和議員。

○1番（山本今朝和君） すみません。もう一度お願いします。

○議長（五味高明君） 森泉謙夫議員。

○4番（森泉謙夫君） 昨年3月に副町長が1人から2人になってからここまでの職員側の不具合について、検証結果の説明を求めたいと思っております。

○議長（五味高明君） 山本今朝和議員。

○1番（山本今朝和君） その辺は把握しておりません。

○議長（五味高明君） 森泉議員、本案に関する質疑は3回までとなっておりますので、  
よろしくをお願いします。

森泉謙夫議員。

○4番（森泉謙夫君） 同じく副町長定数を2人とした後の予算的な矛盾点について、提  
出者また執行部側に説明を求めます。検証結果の説明を求めます。

○議長（五味高明君） 山本今朝和議員。

○1番（山本今朝和君） まだ特に検証はしてありません。

○議長（五味高明君） よろしいですか。

暫時休憩します。

（午前10時29分）

（休 憩）

（午前10時30分）

○議長（五味高明君） 再開します。

山本今朝和議員。

○1番（山本今朝和君） これは答えになるかどうか分かりませんが、私が知っている限  
りの副町長1人当たりの年間の金額が1,348万9,000円という数字が前議会  
の中で報告をされていますが、これが今後は1人になればこの費用が要らなくなる  
ということは分かります。

以上です。

○議長（五味高明君） 以上で、森泉謙夫議員は終わります。

ほかに。

池田るみ議員。

○11番（池田るみ君） 議席番号11番、池田るみです。

1点お聞きします。

提出の理由に、1人体制になり指揮命令系統が簡潔となったとしてスムーズな行  
政運営につながっているとの声を聴くとありましたけども、この声というのは一般  
質問など公の場で聞いてはいませんか。

○議長（五味高明君） 山本今朝和議員。

○1番（山本今朝和君） 公の場では聞いてありません。ただ、それぞれいろんな話をす  
る中で職員の皆さんと話をしたときにそんな話も聞かれたという程度です。

以上です。

○議長（五味高明君） 池田るみ議員。

○11番（池田るみ君） では、1人体制になってからの検証もされていないという理解でよろしいでしょうか。

○議長（五味高明君） 山本今朝和議員。

○1番（山本今朝和君） してありません。

○議長（五味高明君） 池田るみ議員。

○11番（池田るみ君） 以上です。

○議長（五味高明君） ほかに。

内堀喜代志議員。

○9番（内堀喜代志君） 議席番号9番、内堀喜代志です。

先ほど副町長1人当たりの人件費の1,300数十万円の話が出ました。これは副町長が2人体制になったからふるさと納税が5億円集まったと私は理解しております。そここのところの説明をお願いします。

○議長（五味高明君） 山本今朝和議員。

○1番（山本今朝和君） 私もそう思っております。

以上です。

○議長（五味高明君） 内堀喜代志議員。

○9番（内堀喜代志君） 提案理由の中で副町長1人の人件費の話が出ました。提案者の提案理由に矛盾があると思います。いかがですか。

○議長（五味高明君） 山本今朝和議員。

○1番（山本今朝和君） 矛盾はあるかもしれませんが、根本的に現状1人になっているところに条例は2人となっております。この矛盾のほうが私は大きいというふうに思っております。

以上です。

○議長（五味高明君） 内堀喜代志議員。

○9番（内堀喜代志君） もう一つ質問します。

町民の副町長2人体制に対する反対者が多いと申しましたが、数字的な裏づけはあるのでしょうか。

○議長（五味高明君） 山本今朝和議員。

○ 1 番（山本今朝和君） 全くありません。

以上です。

○ 議長（五味高明君） ほかに質疑のある方。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、発議案に反対の方の発言を許可します。

討論のある方は挙手願います。

小井土哲雄議員の発言を許可します。

○ 1 2 番（小井土哲雄君） 1 2 番、小井土哲雄です。

私は、原案反対の立場から討論をいたします。

もともとは、昨年3月議会におきまして、町長から提出され、議会賛成多数により議決されたことが始まりで、月数にしますと1年3か月とまだ短い期間での条例改正には当然反対であり、その理由を述べさせていただきます。

現在は1人空席となっておりますが、1年3か月前から副町長を1人増やし、ふるさと納税、広報、男女共同参画の推進、職員採用、区のニーズ把握といった5つの分野に特化して、担当課と業務に取り組んでおります。特にふるさと納税につきましては、就任当初から新たなクラフトビールを返礼品とするため、県の認定を受けて協議を重ね、11月に認定を受けることができました。この結果、ビールについてのふるさと納税額は、令和3年度と比較して5,790万円増額したと聞いております。また、ふるさと納税全体額でも5億3,494万円と令和4年度より増額しております。これは副町長一人の力ではなく、担当課と情報共有し、協議を重ねた努力の結果だと考えられます。仮に副町長を増やさずに、町長と担当課でやっていた場合は、ここまでスムーズに長野県との協議が進まなかったかもしれません。何よりも事業者や関係者との細かいサポートもできなかったのではないのでしょうか。

このように評価する内容はあるものの、副町長を1人にする理由が、私には見当たりません。また、危機管理の観点から現状副町長が1人ですので、平成26年の大雪であったり、台風19号の被害を考えたとき、両澤副町長は千曲市からしなの鉄道で通っています。町長不在の場合は、地元にお住まいがあるもう一人の副町長

の必要性のほうが急務と感じます。

6月9日議会全員協議会で、この件に関しフリートークが行われましたが、その際、内堀喜代志議員から、これまで何の検証もされていない、いきなり2人を1人にすると議決ではなく、特別委員会を立ち上げ、しっかりと検証すべきとの発言がありましたが、全くそのとおりでと思います。議会が承認した責任を考えたときに、検証もせず、いきなりではあまりに無責任と感じます。条例改正が出されるのであれば、町長から本来望ましい流れかと思います。2月、町長選挙が行われ、小園町長が再選されました。4年前より多くの得票数での再選です。多くの町民の皆さんが現町政に期待する中、執行部と理解がばらばらでよいのでしょうか。今、ブレーキをかける時期なのでしょう。私も町長に言いたいことがないわけではありません。しかしながら、就任4年で御代田町が大きく発展した現状を見て、政治的に支えることが必要と考え、見守っております。議員ですからそれぞれの考えの下、町に提言することも仕事ですから、それは認めます。しかしながら、提出理由に御代田町の副町長が1人体制になり2か月が過ぎるが、町政運営に変化は感じられないとあります。もう一人の副町長を選任できていないこの現状下で、職員がどんな思いでいるか全く思いやりのない勝手な言い分だと感じます。5月11日の議会全員協議会において、皆さんに早めの2人体制を訴えたつもりですが、全く真逆の状況で今日を迎えています。1人体制になり、指揮命令系統が簡潔となったことでスムーズな行政運営につながる、そういった声も聴くとあり、歴代町長は副町長1人体制で町政運営をしており、1人体制のままでよいと考えたとありました。2人体制での町政運営を町長は考え、今進んでいるところであります。公約が1人体制で間に合わなかったとき、町長を責めることができるのでしょうか。歴代町長は副町長1人体制で運営しておりともありますが、茂木前町長の頃、平成30年3月31日から平成31年3月31日までの1年間、副町長不在の時期がありました。そういったことを、1期の皆さんご存じか分かりませんが、この次は副町長不在で町政運営ができるのだから副町長いなくてもいいのではないですかと議決するのでしょうか。荻原総務課長が大変な思いをされていてかわいそうですと課長級の職員から話を聴くこともあります。私たち議会は、職員の働く環境の整備も大切な仕事であり、副町長は職員にとって一番身近な理事者であり、2人体制であれば多分、御代田町在住の方がなられるかと思います。副町長2人体制であれば、より相談しや

すく、事務もスムーズに処理でき、職員の負担も軽減できるものと確信します。

今回の議会は、提出者3名、賛成者4名、計7名の連名で提出されています。全ての議員が1期2年を迎えようとしている議員からですが、皆さんまとまっていますね。私の経験からすると、提出者1名、賛成者1名ないし2名で提出できる議案に7名の名前があるものは見たことがございません。これは、取り方によれば、過半数の7名がいるので討論をしなくても決まっているよと取れます。数の力、民主主義ですから多数決により採択となるでしょうが、多分、私たちは少数意見となるのでしょうか。1期の議員7名が集まれば、多数決ですので、全て思いどおりになるのでしょうか。どうか責任を感じる中、町民益をお考えいただきたいと思います。子育てや高齢化対策、道路や環境、教育など、まだまだ取り組まなければならない課題は幅広くあります。そうした課題に広く関わるのが、もう一人の副町長の役割だと思えます。御代田町は人口が増えており、人の増加とともに町が今後も発展していくためには、現在の副町長2名体制が必要だと確信しております。

以上の観点から、今後も御代田町を発展させるために不可欠な体制であると判断し、効果的で安定した行政運営となることを期待し、反対討論といたします。

○議長（五味高明君） 次に、発議案に賛成の方の発言を許可します。

討論のある方は挙手願います。

赤田憲子議員の発言を許可します。

○6番（赤田憲子君） 議席番号6番、赤田憲子です。

御代田町副町長の定数を定める条例の一部を改正する条例案について、賛成の立場で討論させていただきます。

令和4年第1回定例会において、両澤氏を副町長として迎えるに当たり、御代田町の副町長の定数を1名から2名に改める改正を可決いたしました。両澤副町長は、ふるさと納税、広報戦略、男女共同参画の推進、町内のニーズの把握、職員採用及び研修の5つの分野に絞り、副町長として任命され、内堀豊彦前副町長が、それまで同様、庁舎内全体を担当することで御代田町の副町長2名体制がスタートしました。

しかし、本年4月より、内堀豊彦前副町長が再任を固辞されたことから、今現在、御代田町は以前の副町長1名体制に戻り、両澤副町長が従来副町長として任務を行っている状態です。

当初、副町長2名体制を採ることにより、町に大きなメリットが生まれ、職員の業務がよりスムーズに遂行され、町民の民意もより町政に反映されやすくなるのではないかと。また、町長がさらに動きやすくなることにより、御代田町にさらなる利益がもたらされることへの期待も含め、私は、副町長定数を2名にする条例案に賛成しました。

しかし、御代田町は人口が増加傾向にあるとはいえ、町の規模を考えると副町長は1名で十分ではないかという多くの町民の声も聴こえてきます。それは職員離職、休職など、町の混乱が新聞などのメディアによって大きく報じられる中、副町長2名体制になったことによる庁舎内の業務改善の成果を町民が感じられていないことが原因ではないかと考えられます。先ほど質問の中でふるさと納税の納税額が、両澤副町長が担当されたことにより大きく伸びているという、それに対する検証はありましたかという質問がございましたが、それに関していえば、小園町長が就任され、ふるさと納税を手がけられてから、数千万円だった納税額が倍増しております。そのときの数字が1人体制であったときの数字だと考えれば、それは一つの検証結果であると考えても全く問題ないと考えております。

また一方、最近では一部の市町村ではありますが、副町長を2名体制にする動きも出ております。それらの市長さんは行政を円滑かつ機能的に進める体制を整えるために必要だと思われる副町長の職務を複数の人数に割り当てているものであります。首長の補佐役として全体を見る副町長は1名であり、2名いる場合はその行政に通常業務以外の多額の予算を投入するような大きなプロジェクトなどを遂行する場合に、首長の職務を軽減すべく、そのプロジェクトを統括する責任者としてもう一人の副長を任命するケースがほとんどのようです。しかしながら、御代田町は今までエコールみよたの建設に関しても、総額およそ25億円を投入した役場庁舎建て替えについても、副町長1名体制でその大きなプロジェクトを成し遂げたという実績があります。先ほどの質問にもありました1名体制にした場合の実績、検証ということがありましたが、御代田町は今までの歴史の中、副町長1名体制でやってきました。その中であのエコールを建設し、この立派な庁舎をつくり上げ、やってきたという実績が、そもそも数字的な目に見える実績であったと町民の方が理解するのは、私は疑いもないことだと考えております。

そして、御代田町の現状を考えると、町長、副町長の指示系統を一本化し、全体

を把握しやすくすること、また今定例会の一般質問の小園町長の答弁にもありましたが、プロジェクトを遂行する専任の職員を配置することにより行政をさらに円滑に回すことができるのではないかと考えると、副町長は1名でよいと結論づけることが妥当であります。副町長を2名にすることによる成果、その実証、それと職員に専任の方をつけたり、ほかの対策で職員の中のそういう人的なものを充実していくこと、どちらのほうか町にとっての利益と考えた場合、1名で十分ではないかというのは今までの歴史の中からも1名体制でやってきたという実績の中からも、そこは皆さんにも見てとれるかと思えます。また小園町長を迎えてから、町長はすばらしいことをいっぱいやってきました。小園町長のその力を十分発揮していただくために、職員の皆様のそういう体制をしっかり整えていくことのほうが、副町長を2名のままと継続することより大切であると考えます。この1年、私なりに議員として役場の業務を見させていただきましたが、副町長を2名にしたことによる業務の円滑化や職員の業務の明らかなる負担軽減は感じられません。今現在、両澤副町長1名体制で町政が動いている状態ですが、小園町長も感じられているように、各課長の対応能力も向上し、それぞれの業務に対応されております。今の御代田町において、副町長2名体制を継続することよりむしろ職員数を増やし、業務をさらに円滑に回すよう今後も職員数の充実や定着、適切な配置など、人的要因の充実を図ることが最重要課題であると考えます。

現状の条例のまま副町長の定数を2名とする場合、現在の副町長1名の状態は、定数を満たさない状態が継続することになります。この状態を是正するためにも、今回の副町長の定数を定める条例の一部改正は必要であると考えます。条例改正を重く捉えるべきだというほかの議員からの意見もありますが、そもそも副町長の定数を2名とする条例改正を議論した時点で、県から両澤氏を副町長として迎えることが前提であり、副町長を2名にすることからもたらされる明確な町にとっての利益を検討することは全くありませんでした。あくまでその時点での現状に合わせた条例改正を必要としたものでありました。条例改正を軽く捉えているのではなく、御代田町の方向性をしっかりと見据え、今回も現状に即した情勢に正していくことが、町民から負託された議員としてやるべき仕事であると考えます。

私は、今定例会の一般質問において両澤副町長の職務実績について質問をしましたが、しっかりと実績を残され、職務に取り組まれたことをうかがうことができま

した。両澤副町長が担当されている5つの分野は、広報戦略や職員採用、町内のニーズの把握など、その多くが課をまたがる仕事であります。両澤副町長には、この道筋をつけた5つの分野の各課の課長と連携を取り推進していただくことはもちろんですが、副町長として全体を統括する十分な力量をお持ちであると確信しております。したがって、副町長を2名置く必然性は全く見いだせません。

以上の理由により、副町長の定数を1名とする条例改正に賛成するものであります。議員の皆様のご賛同をお願い申し上げまして、私の賛成討論といたします。

○議長（五味高明君） 次に、池田るみ議員の発言を許可します。

池田るみ議員。

○11番（池田るみ君） 議席番号11番、池田るみです。

私は、御代田町副町長の定数を定める条例の一部を改正する条例案について、反対の立場から討論いたします。

令和4年3月定例会において、御代田町副町長の定数を定める条例の一部を改正する条例案で、副町長の定数を1人から2人とすることについては、私を含め11人の賛成、2人の反対により可決されました。そして令和4年4月より、内堀前副町長と両澤副町長の2人体制でスタートし、内堀前副町長は、全体の総括をすすめる統括担当を、両澤副町長は、ふるさと納税や広報戦略、男女共同参画の推進、また各区のニーズ把握、人事では職員採用と能力の開発の5つのプロジェクトを担当する特命担当でありましたが、3月31日に内堀前副町長が任期満了で退任され、現在は副町長は1人となっております。

今回提出の理由に、副町長が1人体制となり2か月が過ぎるが、町政運営に変化は感じられない。指揮命令系統が簡潔となったことでスムーズな行政運営につながっているとの声も聴く、とありましたが実際にはどうなのか。一般質問など公の場で私は聞いていないことから判断ができません。そこで今定例会の赤田議員の一般質問などから考え、私の意見を述べさせていただきます。

両澤副町長は、昨年1年間、5つのプロジェクトに取り組み、今定例会での一般質問でも答えられておりますが、ふるさと納税では返礼品の開拓へ事業者に積極的に声をかけ、町商工会の加盟店への冊子の送付、PR活動にも力を入れるなど、令和4年度は3年度に比べ4,687万円ほどの増額となっております。

また、男女共同参画については、私も男女共同参画審議会に入らせていただき携

わってまいりましたが、県とも連携をし、委員の皆さんからの活発に出された意見も反映をしていただき、令和4年11月に第1次御代田町男女共同参画計画が策定されました。

各区のニーズ把握では、区長会に出席をするとともに、5月には各区からの要望調査を行い、119件の要望が出され、令和4年度中に30件を対応、そして対応中が14件、令和5年度に対応するものは19件、検討中などが58件となっております。

そして職員の採用では、写真入りチラシ、ポスターやSNSを活用した町内外への広報、県内の大学の就職支援部門を訪問するなど活動、推進、また社会人採用を新設し、令和5年度4月採用の職員採用試験では、社会人枠の応募者は21名、受験者は17名、合格者は9名で、新卒採用を含めると全体では応募者が39名、受験者が30名、合格者は12名でした。その後、専門職の追加試験を実施し、令和5年4月1日の新規採用職員は13名となり、職員採用は一定の成果があったとしています。

このように、昨年1年間で5つのプロジェクトは前進し、成果が出ています。これは、副町長が2人体制で業務を分担して行い、プロジェクトに専念できたことも大きいのではないかと考えます。現在は副町長は1人であり、両澤副町長は5つのプロジェクトだけではなく、全体の総括も担っております。しかし、5つのプロジェクトは今年度新しい取組もあるなど、業務量も増えているのではないのでしょうか。男女共同参画では、本定例会の一般会計補正予算に計上されておりますが、男女共同参画の講演会を秋頃に計画をしていくということでした。

また、策定された計画の中には、計画の推進に当たっては本計画の効果的かつ実行性のあるものとするために計画の進捗状況を定期的に確認をし、計画の進行管理を行いますとあります。計画には数値目標もありますし、多くの課に関係する計画となっていることから、両澤副町長は各課の進捗状況を確認しながら全体を見ていただき、計画を進めていただくことが必要と考えます。

また、区の要望把握では、地域課題を伺う地域懇談会の実施に向け検討をしているということであり、早期開催に期待をしております。

人事職員の採用では、実施計画の152名に対し146名で、依然として職員は不足をしていて、職員確保は喫緊の課題となっていることから一層の強化が必要と

いうことでもあります。そして人材確保へ職員の定着も大切であるから、職場改善について今年度は職員から業務改善の提案を募集するなどとしています。先ほど赤田議員から、職員を増やし、職員体制を整えればということでありましたけれども、現在職員が足りておりません。特に職員の確保、定着は重要であります。

このような新たな取組を早期に、そして昨年度からの取組をさらに進めていくためには、今まだ5つのプロジェクトに専念できる特命担当の副町長と全体の総括を行う統括担当の副町長の2名体制で業務を分担していくことが機能的かつ効果的と考えます。

このことから、副町長の定数を1人とする御代田町副町長の定数を定める条例の一部を改正する条例案については、反対といたします。

○議長（五味高明君） 次に、内堀綾子議員の発言を許可します。

内堀綾子議員。

○3番（内堀綾子君） 議席番号3、内堀綾子です。

御代田町議会令和5年第2回定例会、副町長の定数を定める条例の一部を改正する条例案について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

初めに、私は、副町長2人体制議案に当時反対をした一人です。なぜならば、町長以外、当時の副町長も知らず、職員の皆様も知らずに案件が進んでいたという不透明さと、実際に小園町長が何をなさりたいかが明確になっていなかったからです。当時、議会として副町長2人体制について、深く検討もしておりませんでした。数字的な根拠や、2人になった場合と1人のままの場合の検証はありませんでした。ですが、今回の副町長を1人にするという案をお示しした後は、議会としてもっと検討をとのご意見もありました。ですが、前回はそのようなことをされていないのに、今回はそれを求めることはおかしいのではないのでしょうか。副町長2人体制につきましては、当時議会では、議案が可決され決まりましたので、県からいらしてください副町長はお人柄もよい方とお伺いしておりましたから、この方ならばと副町長になられる方につきましては賛成をいたしました。ですが、副町長に関わる公費支出の1,300万円超の財源への質問では、議案質疑でも、小園町長は、御代田においでくださる副町長への公費負担については、自分のお給料は自分で稼ぐぐぐらいの気持ちを持ってプロジェクトに当たってもらいたいと少しお言葉がきつかったのかなと思います。財源については反対をいたしました。その経過もあり、私は、

本来は副町長は1人でよいと思っておりました。ですが、私の気持ちの面でのお話をいたしますと、今は小園町長の心身の状態もあり、副町長は2人体制で小園町長をサポートする方がいたほうがよいのではないかと、そんな思いがあることも事実です。今回の令和5年第2回定例会の私の一般質問のご答弁で、令和5年2月の町長選挙後に心身の不調で1か月療養休暇し、その後、現在の心身の状況と職務遂行における課題についてお伺いいたしました。小園町長のご自身のお言葉で、心身の不調が寛解とありました。「寛解」とは、小学館の新選国語辞典第9版によると、「病気が完治したわけではないが、症状が軽くなったり、ほとんど消滅したりすること、参考として特に白血病、がんなど再発する可能性のある病気で使われる」とありました。また、厚生労働省のホームページによると、対象となる障害特性を考慮して、回復度合いを定義、症状が完全に精神的に安定した場合は完全寛解と呼ぶことが一般的とありました。今回の私の質問においては、完全寛解ではなく、寛解との小園町長のご答弁でありました。医師の診察を受けて、先生の見解では、寛解状態とご判断していただいているが、再度発症することがないように予防的に内服はしていきましょうとの担当医師からのお言葉を代弁していただきました。そんな状態である小園町長のことを思うと、副町長は2人のほうがよいのではないかもしれないと思いました。

しかし立ち止まって考えてみますと、これは御代田町を背負う町長という方の案件であり、一個人をサポートするという問題ではないということ、小園町長の心身の状況で左右されてはならないことです。副町長がお二人おられる自治体において、町長の不測の事態に対応すべく副町長をお二人にしている自治体はあり得ないでしょうし、副町長が2人必要な理由があるからその体制を取っていることと思います。なので、小園町長の心身の状態を心配して副町長を2人としてもいいのではないかと、この理由から打ち消されました。

次に、副町長を2人体制にした理由という面でお話をいたします。私は、副町長2人体制とその2人体制にした理由について振り返りました。本来の副町長をお二人になさった理由。御代田町議会令和4年第1回定例会最終日、ユーチューブの動画ですと18分ほどのところから再度確認し、要約をし、重要なところを抜き出してみました。アフターコロナで対外的な面でトップマネジメントとしての力を発揮するために小園町長のフリーハンドの部分を増やしていくことなど、質疑の中でご

答弁がありました。なので、今回の反対討論においては、両澤副町長の職務遂行能力の高さは、今までを見てきても周知の事実であります。副町長2人体制の維持がなぜ必要なのかという点が論点なのかと思います。そして小園町長は何をするかという点。町の総括は町長です。そんな中で令和5年6月議会の様々な議員の皆様が、公約について一般質問にて、小園町長のご答弁を頂きました。例えば50の取組を48か月かけて実現していくとなれば、1か月に一つ、定例会1回に3つずつ達成していけば、全ての公約は達成可能できる計算とありました。また、この質問の回答にもありましたとおり、現在、副町長が1人体制にもかかわらず公約は着実に進めていくことができるとの小園町長の余裕のあるご答弁が多くありました。公約についても着実に進んでいるのは、職員の皆様がそれぞれ頑張り、力をつけたこと、職員の皆様のおかげであるとのことでした。また、私の一般質問でも、小園町長は、職務遂行に問題がない状況とご答弁、現在は副町長はお一人の状態です。その状況でも公約も達成見込みにあり、ならば副町長の人数はお一人でも十分なのではないでしょうか。先輩議員の小園町長への2期目の公約と実現に向けた課題の質問の中では、その課題は職員体制増強でした。人員に余裕があるわけではなく、新たな取組をするためには、それぞれの職場でもう少し職員を増やしていく時期、職員を大事にすることにもお金をかけていくとありました。私は職員の皆様の大切さに気がついてくださったのかとお言葉で安心をいたしました。私は、理事者や議員は任期で人が入れ替わりますが、職員の皆様は長きにわたり御代田町を支える方々と申してまいりました。であるならば、必要なのはもう一人の副町長ではなく、現在不足している御代田町を支えていく職員の皆様をもう少し増やして育てていくこと。小園町長もその課題に気がついておられるのであれば、重点はそこに置くべきかと思えます。

付け加えてもう1点は、町長選挙後に通常どおり小園町長が町長として初登庁をして、通常業務にいそしんでいただいていたら問題もなく、小園町長に票を投じた町民の皆様も何ら不安はなかったかと思えます。ですが、現実ではそうではなく、様々な報道でも取り上げられたように、混乱した町政となりました。その混乱時に職務代理として町政を担った内堀前副町長に2期目の副町長をお願いしましたが、断られてしまった事実の背景、小園町長が心身の不調でお休みの間は、内堀前副町長が職務代理を務めました。その背景には、その間に内堀副町長が職務代理を行う

上で課題がありました。昭和39年10月20日規則第5号、町長の職務代理者の指定に関する規則では、職務代理者は総務課長でありました。そのため、令和5年町長選挙後の町長不在に対応すべく、令和5年2月24日告示第3号にて、御代田町長の職務代理者の設置に関する規程を設け、その第2条には、町長は次の各号のいずれかに該当するときは、職務代理者を設置するものとする。そのうち(2)として、病気その他の事由により、職務に自ら有効な意思決定をし、職員を十分に指揮監督できない状況にあることが明らかな場合。2町長が欠けたとき、または前項の規定により職務代理者を設置する場合において、町長が自ら設置することが困難であると認められるときは、副町長が職務代理者を設置するものとする、と急遽、例規変更が行われ、前副町長が職務代理をいたしました。このように、町長の不測の事態に、状況に応じて規約を変更し、ご対応くださった前副町長はじめ、職員の皆様です。この規約はありますが、このようなことは頻繁にあってはならないと思います。昭和39年当時の規約の職務代理について変更したのも、御代田町のことを思っていることでしょう。規約や条例変更を軽視しているのではなく、御代田の将来を考えてよりよき方向に向かうための今回の議案でございます。副町長2人体制のまま町長をサポートしてもらうよりも、職員の皆様の数を考えてみてください。そのお一人お一人、その数だけ知恵があり、力があります。そして御代田町は、伍賀、小沼、御代田の3つの地域がそれぞれよい方向に向かうことが大切であり、一定の事項だけを取り上げて御代田町全体がよい方向に向かっているのではないということにも目を向けること、そう考えたときに、地域の課題を発掘し、解決に向けて協力していくには、職員の皆様の数が大切になります。過去の失敗も成功も精査し、歴代の町長をはじめ、理事者、職員の皆様、地域の皆様が築き上げてきたものを振り返り、確認し、原点に立ち戻り、御代田町にとって今何が必要かを考えることが、副町長を2人にするよりも町政を担う上で解決の糸口になるように思います。御代田町の将来を見据えた上で、私は以上の意見から、副町長の定数を定める条例の一部を改正する条例案について、賛成いたします。議員の皆様のお心に届きますように。

以上です。

○議長（五味高明君） 次に、内堀喜代志議員の発言を許可します。

内堀喜代志議員。

○ 9 番（内堀喜代志君） 議席番号 9 番、内堀喜代志です。

発議第 2 号御代田町副町長の定数を定める条例の一部を改正する条例案について、反対する立場から討論いたします。

論点は 3 つあると考えます。

まず、第 1 の論点として、副町長 2 人体制になって 1 年 3 か月程度の経過で、議会として長所、短所の検証ができていません。本件についての議論ができていない状態で、本発議には時期尚早と考えます。議会としてすべきことは、副町長 2 人体制の検証をすべきと考えます。

第 2 の論点として、町民の多くが 2 人体制反対とのことだが、実際の反対者の人数、または比率などデータはあるのか。署名やアンケートなどで具体的な数字を示してからの議論であると考えます。単なる井戸端会議の延長線上で反対者多数とは言い切れません。信頼できる数字の根拠があって初めて議論の対象になるべきと考えます。

第 3 の論点として、議員としての賛否の重みと議決の意義とその効果について、再認識すべきと考えます。議員必携には、議員の意思が賛否に分かれている場合は、通常の案件では過半数で議会の意思を定める。このように決定した議会の意思は、もはや議員個々の意思からは独立したものとなり、議会全体の統一した意見ということになる。たとえ議決とは反対の意思を表明した議員があつたとしても、その議会の構成員である以上、議決の宣告があつたときから成立した議決に従わなければならない。さらに、議決した事項は議員を拘束するばかりでなく、町村長など執行機関はもちろん、内容によっては住民に対しても同様であり、さらにそれが内外に宣明され、その町村の意思になるわけであると記載してあります。議員必携の記載からも、副町長 2 人体制の条例改正に賛成した議員が 1 年 3 か月程度の経過で反対に回る事自体、当時賛成したことをどう考えるのか。しっかりした考え、裏づけがないままに賛否の意思表示をしたと思われても仕方ないと考えます。本件の発議が議会最終日の議題に上がる事自体、令和 4 年 3 月定例会で議決した副町長 2 人体制の条例改正の議論の意味がなくなり、議論の積上げがなされない。ここは一定の時間をかけて副町長 2 人体制の検証を行い、その上で取扱いの判断をすべきと考えます。

以上論点について、先ほど質疑でも明確な答弁が得られませんでした。これでは

本発議は時期尚早と考えます。よって私は、御代田町副町長の定数を定める条例の一部を改正する条例案については、反対します。どうか議員の皆様のご賛同をお願いいたします。

○議長（五味高明君） 次に、森泉謙夫議員の発言を許可します。

森泉謙夫議員。

○4番（森泉謙夫君） 議席番号4番の森泉謙夫です。

私は、御代田町副町長の定数を定める条例の一部を改正する条例案に対し、反対の立場を表明し、討論を行います。

まず、この討論は、4月の臨時会で行われた副町長人事の同意案の結果とは、当然全く別な問題だということを皆さんが理解しているということを前提に行わせていただきます。

まず、私は、将来的に当町の業務の一部を自ら学習した過去のデータから、精度の高い結論を短時間で導き出すAIが担う時代を十分に想定すべきだと考えております。既に経済産業省はじめ、各省庁では国会答弁案の作成業務にAI活用の実証実験までが行われております。また、今年発表となった長野県総合5か年計画の作成においても、長野県の未来に関するシミュレーションがAI活用の下に行われております。このようなAI活用の波は、地方行政や我々地方議会においても、予算、人事、条例案などの広範囲に及ぶ判断を、判例、慣例を総合的に取りまとめ、瞬時に正確な判断を導き出すAIが担う時代に入ったということをきちんと理解すべきであると考えております。

また、内閣府の政策には、地方分権改革として、住民に身近な行政はでき得る限り地方行政が担い、その自主性を発揮するとともに、地域住民が地方行政に参画し、協働していくことを目指す改革とされていることはご承知されている方も多いと思います。今後、内閣府の地方分権改革の波は、行政にとってこれまで以上に重くのしかかってくることも議員として想定しておく必要があります。

私は、ポケットにインターネットを入れて歩けるこの時代に、時計の針を巻き戻すようなことは、議員の役目じゃないと思います。地方分権改革によって、当然、各課の業務量も増え、膨大な量のデータを取り扱う役場業務においては、今後さらなる分業化を進めるべき時代が訪れ、課や係も増え、その場合の副町長定数は、2名どころか3人以上が必要となる可能性すら排除できるものではありませんが、

少なくとも現在の御代田町には2人の副町長が必要だから、去年、議会が可決したものであると考えております。

小園町長は、業務の分担を考えた上で、副町長定数を2人としました。そして両澤副町長は、担当された業務をしっかりと執り行い、大いなる良好な結果を町民の側に提供していただいております。

また、町長が副町長の定数を2人とした理由を考える必要があります。昨年、小園町長は、仕事をする上で2人の副町長が必要だと判断したはずですが、それなら、小園町政として、副町長2人を必要とする仕事が終わっているなら1人でもいいでしょう。しかし前副町長に再任を依頼したということは、仕事が終わっていないことの証明であって、再任を固辞され、欠員となっている今、町長が町民のために必要だと決めた仕事が終わっていると判断することはできません。掲げた仕事が終わっていないのに、しかるべきタイミングが訪れたその場面で、即座に副町長を2名にできる現行条例が必要であると考えます。副町長が2人必要な仕事も終わっていないのに、副町長定数を2人から1人に変えようとするのは、一般的に考えても理解を得られるものではないと考えております。

御代田町副町長の事務分担及び町長の職務を代理する副町長の順序に関する規程、このようなものがございます。その第4条には、いずれかの副町長に事故があるとき又はいずれかの副町長が欠けたときは、他の副町長がその事務を担当するものとあります。いずれかの副町長が欠員することまでもきちんと想定され、御代田町にはそうなった場合の規定まで設けられております。

また、古くから後法は前法に優先するという原理がございますが、すなわち後から制定された法令や条例は、時代の変化に沿うものであることが必要とされるため、条例の規定がそれ以前の規定に優先すべきという原理に、本条例案がのっとったものでないことにも納得がいきません。

提案理由には、歴代町長は副町長1人体制で町政運営をしておりとありますが、歴代の町長がそうだからといって、当然、先ほど申し上げましたように、時代の変化に沿う形で条例が定められ、さらに申し上げれば、御代田町の新たな時代をつくり上げていくのも町長の仕事じゃないですか。20年、30年、50年先の御代田町の町長に同じことが言えるのかどうなのか。小園町長が、歴代の町長の副町長人事にあわせて物を考えなければいけない理由はありません。行政を運営するのに、

副町長の業務量をはじめ、職業の業務量などを考えれば、副町長定数を減らすことを考える前に、副町長を定数まで戻すことを先に考えるべきなのではないでしょうか。例えば議員定数とは、欠員がなかった場合の議員の数であり、議員人数の上限値であります。そして上限値とは、法律によって定められる最大定員数であります。15人じゃ駄目だよ、14人までにしなさいよということでもあります。また、議員の数でいえば、選挙後に退職や死亡などによって欠員が生じることがあるため、必ずしも議員定数と議員の数が一致するとは限りません。先ほどから、答弁や賛成討論の中にも、現状と定数が乖離している、このような発言もありましたが、あえて申し上げますが、現在の副町長1名の状態は、条例違反ではなく、あくまでも欠員状態だということになるかと思えます。

加えて申し上げれば、御代田町の職員定数は170人となっておりますが、6月5日付の町の職員数は148人です。先日の一般質問でも、赤田憲子議員からも職員が不足しているといった指摘もありましたが、そのとおり、欠員しております。一般質問で職員が不足しているという指摘まで出ている御代田町を、当然町側も定数に向かって努力する必要があると思えますけれども、豊かな財政的な根拠から考えても、民意が示した町長選挙の結果から考えても、盤石な体制として副町長の2名体制を維持することのほうが支持されるのではないのでしょうか。

それではなぜ今回、議員定数や職員定数に関わる条例については一切触れることなく、昨年3月の定例会で、賛成11名、反対2名で可決された副町長定数条例だけが取り上げられることになったのでしょうか。今後、議員や職員が定数を割れた場合にも晩たび、条例改正を出すのが御代田町議会のやり方になっていくのでしょうか。本案の提出理由には、副町長が1人体制となって2か月が過ぎるが、町政運営には変化を感じられないとありますが、逆に私は変化を感じられないだけの職員の努力と苦勞と疲弊しか感じることはできません。

また、指揮系統が簡潔となったことでスムーズな行政運営につながっているという声も聴くとありますが、副町長定数が1人から2人になってからの職員側の不具合についての検証結果も示されない。仮に声を聴くというのが町民の方からの意見ということであるならば、まさかちょっと聞いた程度のことで条例変更しようとしているとは考えにくいですから、順番は逆になるかと思えますが、表決の後、程なく町民の皆さんに何名の署名があったかなどの検証結果が示されてしかるべきで

しょう。そうでなければ、今後、町側から提出される議案に対し、検証結果を求めることもできなくなりますよ。副町長定数を2人から1人に変更するのであれば、矛盾点をきちんと示す必要があり、その矛盾点や検証結果を積み上げるためには、内容によっては5年、10年という期間が必要になるものもあるのではないのでしょうか。

財政的なことを申し上げれば、小園町政の4年間で御代田町の借金は大きく減りました。両澤副町長を加えて2名体制となつてからのふるさと納税額は、先ほど来何度も出ておりますが、従来とは比べ物にならないほどの5億円を超える高収入となつております。一般質問の答弁にもございましたが、小園町長は、予算の獲得は町長としての最も大事な仕事のひとつだとおっしゃられている。これらは、今後の御代田町にとって大きな財政的資産になることは当然評価されるべきものです。財政は潤っているじゃないですか。道路もきれいになっているじゃないですか。魅力を感じて移住されてくる方も増えているじゃないですか。財政が潤わなければ町はよくなりませんよ。スムーズな行政運営につながっているとの声を聴くという提出説明と同様、現段階においても財政的な矛盾点の検証結果の証明も示されていないわけですから、こちらも順番は逆になるろうかと思いますが、当然、表決後には、ほどなく町民の皆さんの前に財政的な矛盾点の検証結果を示していただくのが、議員として当然の責務であると考えております。

そして昨年の3月に副町長が2人必要だと判断した小園町長を、たった4か月前の2月の町長選挙で続投と判断した民意というものを完全に無視した条例改正案ではないか。そして我々御代田町議会は、民意が選んでこのような前向きで先進的な小園町政の重要な待ったなしの政策を議論している議会だということを忘れてはいけないと思います。本案の提出者、また賛成者は、副町長を2人とした後の職員・財政的・政策的なすばらしい結果を前にして、町民の皆さんに副町長定数を2人から1人に減らしたいというお話ができますか。この後に行われる表決の後、しっかりと町民の皆さんに説明する責任があることを忘れないでいただきたい。職員や議員だけではなく副町長の定数を示した現行条例は、この場合における定数という言葉の解釈自体がそれを超えない上限値ということであり、当然、本案が意味をなすものではないと判断しております。要するに現行条例で十分賄えるものを、何で今変えるのか。その必要性を全く感じるできません。

それから、提案説明には御代田町の副町長が1人体制になり2か月が過ぎるかとありますが、それこそAIでも使ったというなら理解しようとも思いますが、議員となってたった1年と9か月の一年生議員の私の能力が低いから分からないのかもしれないかもしれませんが、たった2か月で条例を変えるほどの何が分かるのかが分かりません。私は1年3か月前に一年生議員として能力の低さを自覚しながらも、真剣に考えて賛成して、我が御代田町議会がよしと判断した条例を簡単に変えるような二枚舌のような評価をされたくはありません。一般の社会でも学校でも、みんなが決めたばかりのものを検証結果を示すこともなく、やっぱり変えたいなんてことは通用しない。よって、私は、本条例案に反対の立場を取るべきである、このように強く感じております。

加えて、現在、御代田町議会はとても注目されています。この後に行われる表決のもととなる、個人ではなく、あくまでも議員としての判断責務が、こんな短期間で簡単になってしまうものでいいのかどうなのかが、町民に、県民に、国民にしっかりと問われる改正案だと感じております。国が進める地方分権や町が定める規定、定数という言葉の解釈やその意味合い、小井土議員からもお話がありましたが、何より本条例は、たった1年3か月前、御代田町の長い歴史から考えればついこの間、議員おのおのが真剣に検討した上で御代田町町民のために議会が可決した条例じゃないんですか。しかも、こちらにおられる議員の皆さんの中の1人を除いては、私も含め、そのときの議決に加わった皆さんです。全ての条例は、あくまでも町民の皆さんのためのものであり、議会のためのものでは断じてありません。町民は条例に沿った行動をしてくださっている。軽いものではない。それだけ重要なものだと考えております。条例の重みと議会の重みをもう一度、もう一度、もう一度よくお考えいただき、本案のそのものの妥当性や有効性も含め、あくまでも議員としてしっかりとご判断いただきますことを申し添えまして、本条例改正案に対し、反対の立場にご賛同いただきますよう心よりお願いを申し上げ、反対討論を終わりといたします。

ご清聴ありがとうございました。

○議長（五味高明君） ほかに討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより発議第2号について採決をします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。着席ください。

よって、発議第2号 御代田町副町長の定数を定める条例の一部を改正する条例案については、原案のとおり決しました。

この際、暫時休憩をします。再開はブザーにてお知らせします。

(午前11時40分)

(休憩)

(午前11時50分)

○議長(五味高明君) 休憩前に引き続き本会議を再開します。

―――日程第12 閉会中の継続調査の件について―――

○議長(五味高明君) 日程第12 閉会中の継続調査の件についてを議題とします。

総務福祉文教常任委員長、町民建設経済常任委員長、議会運営委員長、広報広聴常任委員長から会議規則第75条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りします。

各委員長からの申出のとおり、閉会中の調査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。よって、各委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

―――日程第13 意見案第4号 「さらなる少人数学級推進と教育予算の増額」「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める意見書(案)について―――

○議長(五味高明君) 日程第13 意見案第4号 「さらなる少人数学級推進と教育予算の増額」「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める意見書(案)についてを議題とします。

意見書案はお手元に配付しましたとおりです。

本案について、趣旨説明を求めます。

池田るみ総務福祉文教常任委員長。

(総務福祉文教常任委員長 池田るみ君 登壇)

- 総務福祉文教常任委員長(池田るみ君) 意見案第4号 「さらなる少人数学級推進と教育予算の増額」「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める意見書(案)
- 上記意見案を、御代田町議会会議規則第14条第3項の規定により、別紙のとおり提出いたします。

令和5年6月12日

御代田町議会議長 五味高明様

提出者 総務福祉文教常任委員長 池田るみ

それでは、「さらなる少人数学級推進と教育予算の増額」「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める意見書(案)の趣旨説明を行います。

小学校の35人学級については実現したが、中学校は40人学級のままとなっている。新学習指導要領、GIGAスクール構想への対応や貧困、いじめ、不登校など課題が山積する中で、豊かな学びや学校の働き方改革を実現するために、さらなる少人数学級推進とそのための予算増額が必要です。

また、2006年に小泉政権下の三位一体改革の議論の中で義務教育費の国庫負担が2分の1から3分の1になりました。厳しい財政状況の中、住むところによって教育格差が生じないよう教育の機会均等と水準の維持向上のために必要不可欠な義務教育国庫負担の負担率を2分の1に復元することが必要です。

以上のことから、本意見書を提出する次第です。議員各位のご賛同をよろしくお願い申し上げます、趣旨説明といたします。

- 議長(五味高明君) 以上で、趣旨説明を終わります。

これより、意見書案に対する質疑を行います。

質疑のある方は、挙手願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

お諮りします。

意見書案第4号は、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、討論を省略し、採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手多数であります。

よって、意見書案第4号「さらなる少人数学級推進と教育予算の増額」「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める意見書(案)は、原案のとおり決しました。

――日程第14 意見案第5号「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと」を求める意見書(案)について――

○議長(五味高明君) 日程第14 意見案第5号「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと」を求める意見書(案)についてを議題とします。

意見書(案)はお手元に配付しましたとおりでございます。

本案について、趣旨説明を求めます。

池田るみ総務福祉文教常任委員長。

(総務福祉文教常任委員長 池田るみ君 登壇)

○総務福祉文教常任委員長(池田るみ君) では21ページをお願いいたします。

意見案第5号「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと」を求める意見書(案)

上記意見案を、御代田町議会会議規則第14条第3項の規定により、別紙のとおり提出いたします。

令和5年6月12日

御代田町議会議長 五味高明様

提出者 総務福祉文教常任委員長 池田るみ

「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと」を求める意見書(案)の趣旨説明を行います。

へき地手当の月額、文部科学省令で定める基準を参酌して条例で定めるとして

います。原資は上記の基準に基づいて国から県に交付されており、近隣県では、文部科学省令で定める率に準拠して支給しています。しかしながら、長野県は2006年度より、大幅な減額を行い、現在では地域手当の一律1.7%分を加えると基準の3分の1となっています。へき地手当支給率が全国最低水準にあることは、人材確保の面で大きなマイナス要因であり、本県の教育水準の維持及び地方自治体の将来の担い手の育成に大きな影響を与えることにもなりかねません。

教職員の人材確保、児童生徒の教育の機会均等、教育条件整備等の諸観点から、へき地手当支給率を近隣県並みにすることが必要です。

以上のことから、本意見書を提出する次第です。議員各位のご賛同をよろしくお願い申し上げます、趣旨説明といたします。

○議長（五味高明君） 以上で、趣旨説明を終わります。

これより、意見書（案）に対する質疑を行います。

質疑のある方は、挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

お諮りします。

意見案第5号は、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、討論を省略し、採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手多数であります。

よって、意見案第5号「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと」を求める意見書（案）は、原案のとおり決しました。

以上をもちまして、本定例会に付議されました案件の審議は全て終了しました。

これにて閉会したいと思います、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

――町長あいさつ――

○議長（五味高明君） 閉会に先立ち、町長より挨拶を求めます。

小園町長。

（町長 小園拓志君 登壇）

○町長（小園拓志君） 閉会の前に一言申し上げたく存じます。

このたびは、全ての議案について、原案どおりお認めいただきまして、誠にありがとうございました。議員の皆様のご協力を頂き、政策を少しでも前へ進めていけるよう、今までも頑張ってまいりましたし、これからも頑張ってまいります。私が掲げている政策は、いずれも待ったなしのものであります。今後ともご協力をお願い申し上げます。

以上、ご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

――閉 会――

○議長（五味高明君） これにて、令和5年第2回御代田町議会定例会を閉会とします。

大変お疲れさまでした。

閉 会 午前11時58分